赤文字 ⇒ 第１回環境審議会の資料から変更のあった箇所

黄色網掛け ⇒ 議論により数字が変わる可能性のある箇所

# 富良野市再生可能エネルギー発電事業と地域の調和に関する条例施行規則（案）

（目的）

第１条　この規則は、富良野市再生可能エネルギー発電事業と地域の調和に関する条例（令和９年条例第？号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（抑制区域）

第３条　条例第９条第２項に規定する抑制区域は、次のとおりとする。

（１）　都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第６項に規定する都市計画施設の区域

（２）　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第１項に規定する鳥獣保護区

（３）　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第１項に規定する貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地の区域

（４）　北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第９号）第17条第１項に規定する水資源保全地域

（５）　北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第22条第１項の規定により指定された保護地区並びに同条例第23条第１項の規定により指定された記念保護樹木の存する区域

（６）　北海道立自然公園条例（昭和33年条例第36号）第３条第１項の規定により指定された自然公園

（７）　富良野市公園条例（平成16年条例第26号）第３条第１項及び第４条第１項の規定により設置された都市公園等の周辺区域

（８）　富良野市景観条例（令和２年条例第20号）第９条第１項に規定する適用除外行為に含まれない行為及び同条例第18条第１項に規定する景観重要樹木の存する区域

（９）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 16 条の規定に反して廃棄物が残置されている場所

（10）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める区域

（配慮事項）

第４条　条例第 10 条第２項に規定する配慮事項は、別表に掲げるとおりとする。

（事前協議）

第５条　条例第11条に規定する協議は、富良野市再生可能エネルギー発電事業事前協議書

（別記様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。
（１）　住民説明の内容等を記載した資料
（２）　関係機関等との協議状況を記載した資料
（３）　位置図、現況写真、求積図
（４）　緊急対応マニュアル、関係法令手続状況チェックリスト
（５）　その他市長が必要と認める書類
（地域住民等への説明等）
第６条　条例第12条第５項に規定する報告（条例第13条第３項において準用する場合を含む。）は、富良野市再生可能エネルギー発電事業事前説明等報告書（別記様式第２号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
（１）　説明会等に使用し、又は配布した資料の写し
（２）　説明会等の会議録
（３）　説明会等において地域住民等から申出のあった意見及び当該意見への対応を記録した書類
（４）　説明会等に参加した者の名簿（説明者を含む）
（５）　その他市長が必要と認める書類
（事業計画の届出）
第７条　条例第13条第１項に規定する届出は、富良野市再生可能エネルギー発電事業届出書（別記様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。
（１）　事業計画書（別記様式第４号）
（２）　事業者の住民票の写し（法人その他の団体にあっては、その登記事項証明書）
（３）　事業区域等状況調書（別記様式第５号）
（４）　位置図、現況写真
（５）　事業区域図（公図）、配置図、平面図、断面図
（６）　発電設備の構造図
（７）　維持管理計画書（別記様式第６号）
（８）　解体、撤去、廃棄等に関する計画書（別記様式第７号）
（９）　関係法令等による許可又は認可等を受けている場合は、当該内容を証明する書類の写し（申請中の場合は、申請を受付したことを証明する書類の写し）
（10）　その他市長が必要と認める書類
２　条例第13条第２項に規定する届出は、富良野市再生可能エネルギー発電事業（変更・中止）届出書（別記様式第８号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて行うものとする。
（届出を要しない軽微な変更）
第８条　条例第13条第２項に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。
（１）　設置工事の着手予定日を変更前の着手予定日より前の日にする変更以外の変更
（２）　事業区域の面積が変更前の事業区域の面積より減少する変更
（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が認める変更
（工事着手等の届出）
第９条　条例第14条第１項に規定する届出は、富良野市再生可能エネルギー発電設備設置

工事着手届出書（別記様式第９号）により、同条第２項に規定する届出は、富良野市再生可能エネルギー発電設備設置工事（中断・再開・中止・完了）届出書（別記様式第10号）に届出の内容が分かる写真を添えて行うものとする。

（標識の掲示）

第10条　条例第15条第１項に規定する掲示の内容は、次に掲げるとおりとする。

（１）　発電設備の区分

（２）　発電設備の名称

（３）　設備ＩＤ（ただし、設備ＩＤが付与されていない場合を除く。）

（４）　発電設備の設置場所

（５）　発電設備の出力

（６）　事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

（７）　発電設備の保守点検を行う事業者の氏名（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）

（８）　緊急時の連絡先（事業者又は発電設備の保守点検を行う事業者の電話番号）

（９）　発電設備の運転開始年月日

（廃止の届出）

第11条　条例第16条第１項に規定する届出は、富良野市再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（別記様式第11号）により、同条第２項の規定による届出は、富良野市再生可能エネルギー発電設備撤去等完了届出書（別記様式第12号）に、発電設備の撤去前、撤去中及び撤去後の状況が分かる写真を添えて行うものとする。

（地位の継承の届出）

第12条　条例第17条に規定する届出は、富良野市再生可能エネルギー発電事業地位継承届出書（別記様式第13号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（１）　地位を継承した事業者の住民票の写し（法人その他の団体にあっては、その登記事項証明書）

（２）　地位を承継した事実を証する書類

（身分証明書）

第13条　条例第20条第２項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第14号）とする。

（指導、助言及び勧告）

第14条　条例第21条第１項に規定する指導又は助言は、富良野市再生可能エネルギー発電事業指導・助言書（別記様式第15号）により、同条第２項に規定する勧告は、富良野市再生可能エネルギー発電事業勧告書（別記様式第16号）により行うものとする。

２　条例第21条第３項も規定する報告は、富良野市再生可能エネルギー発電事業対応状況報告書（指導・助言・勧告）（別記様式第17号）に、対応の状況が分かる書類を添えて行うものとする。

（命令）

第15条　条例第22条第１項に規定する命令は、富良野市再生可能エネルギー発電事業命令書（別記様式第18号）により行うものとする。

２　条例第22条第２項に規定する報告は、富良野市再生可能エネルギー発電事業対応状況報告書（命令）（別記様式第19号）に、対応の状況が分かる書類を添えて行うものとする。

（公表）

第16条　条例第23条第２項に規定する意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書（別記様式第20号）により行うものとする。

２　事業者は、条例第23条第２項の規定により意見を述べようとするときは、公表に関する意見書（別記様式第21号）により行うものとする。

（補足）

第17条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　条例附則第４項の規定により、条例の施行の日前において行われる条例第11条から第14条まで及び条例第16条第１項の規定による手続その他の行為は、この規則の規定の例により行うことができる。

別表（第４条関係）

配慮事項

| | |
|---|---|
| 自然環境、景観、生活環境等の保全に関すること | 1　観光都市であることを踏まえ、これを形成する自然環境又は景観を損なわないよう配慮すること。<br>2　樹木を伐採する場合は、最小限とすること。<br>3　既存の樹木等を生かしながら、景観等に及ぼす影響を最小限とするよう十分配慮し、景観等を損なう場合又は損なうおそれがある場合は、植樹等の対策を講じること。<br>4　発電設備による圧迫感に配慮するとともに、騒音、熱、電磁波、反射光等により、地域住民等のほか、通行者等の健康又は生活環境を損なわないよう、事業区域の境界からの後退又は植樹による遮蔽等の対策を講じること。<br>5　歩行者、一般車両等の安全確保を図るとともに、関係車両、重機等による騒音、振動、粉じん等により被害を及ぼさないよう必要な措置を講じること。<br>6　文化財（富良野市文化財保護条例（昭和43年条例第12号）第２条に規定する文化財をいう。）及び富良野市指定文化財の保護並びに生物の多様性の確保が図られるよう、これらへの影響に配慮すること。 |
| 防災及び安全対策に関すること | 1　土地の形質の変更は最小限とし、切土又は盛土により法面又は擁壁等が生じた場合は、土砂の流出を防止する措置を講じること。<br>2　崖地の近隣に発電設備を設置する場合は、崖肩からの離隔又は崖肩沿いの排水等により崖地の崩落を防止する措置を講じること。<br>3　雨水、排水又は湧水は、想定される水量を有効に排水できる措置を講じ、隣接地又は道路への流出を防止すること。<br>4　雨水、排水又は湧水の水量が想定する量を超えた場合は、その後に生じる事象等に事業者が責任をもって対応すること。 |
| 地域住民等への対応に関すること | 1　事業の計画から発電事業を開始するまでの間、事業区域内の公衆の見やすい場所に事業内容を説明する標識等を掲示し、事業の周知を図ること。<br>2　地域住民等から要望が寄せられた場合は、その要望を取り入れるよう努めること。 |
| 発電設備設置後の維持管理に関すること | 1　事業区域内の除草又は剪定、清掃を定期的に実施すること。<br>2　除草剤又は農薬を使用する場合は、適正な散布に努め、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。<br>3　周辺の自然環境、景観、生活環境等に影響を及ぼす状況が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに対処すること。 |